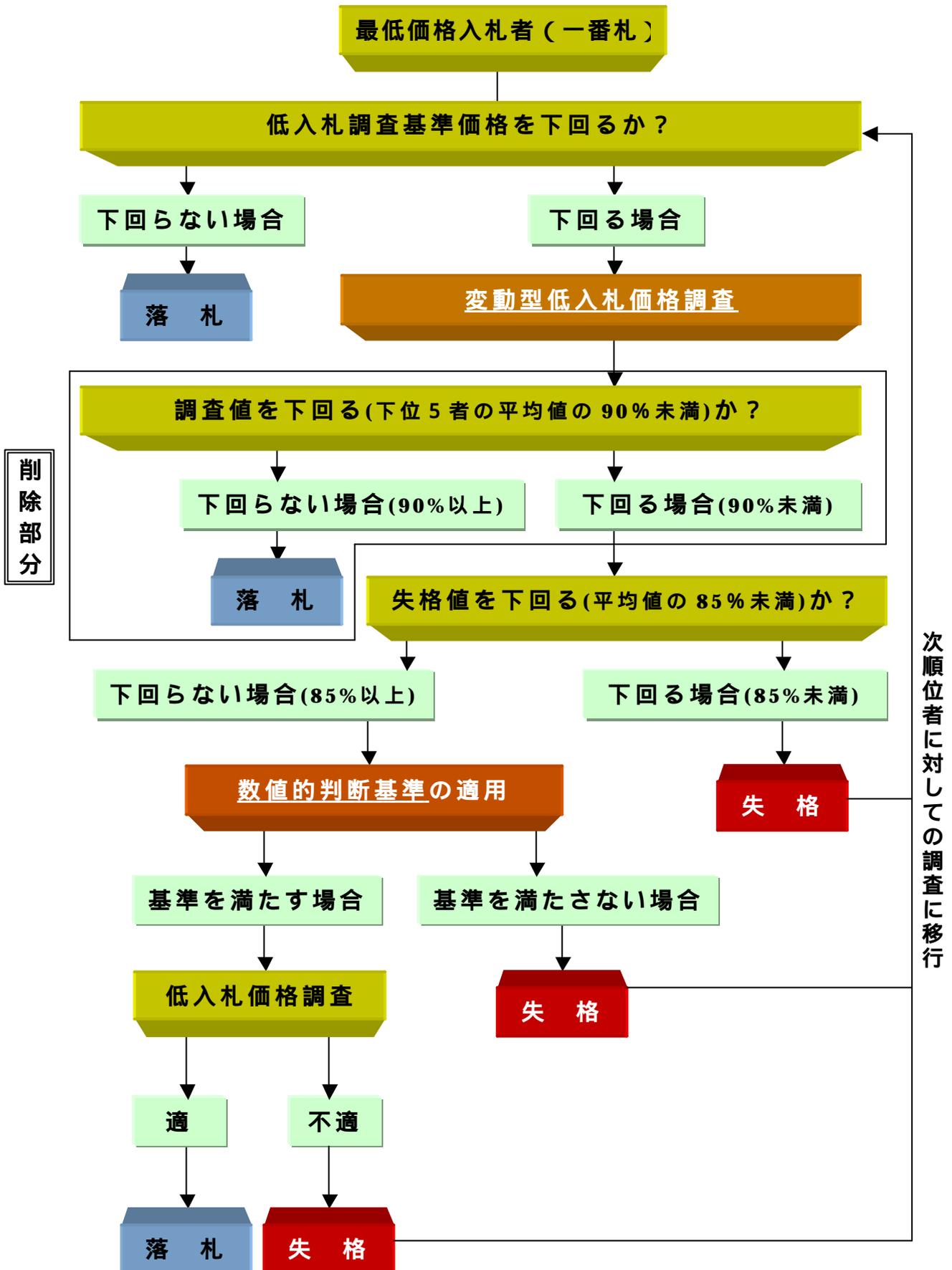


開札後の落札及び失格の流れ図



## 低入札価格調査時における数値的判断基準

明石市公共工事低入札価格調査実施要領第7条に基づく調査の実施にあたり、数値的判断基準を次のとおり定める。

### 1 工事費内訳書の調査基準

- (1) 数量は設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (3) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上していること。
- (4) 直接工事費は設計金額の75%以上であること。
- (5) 各工種金額（中項目等主要項目）は設計金額の50%以上であること。ただし、これは土木等一般工事にのみ適用する。
- (6) 共通仮設費積上分（指定仮設分）は設計金額の75%以上であること。
- (7) 共通仮設费率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。
- (8) 現場管理費は福利厚生費や人件費など必要な経費を計上していること。
- (9) 一般管理費等は必要な経費を計上していること。

ただし、(8)及び(9)の基準率については公表しない。

### 2 数値的判断基準の調査結果

最低価格入札者から提出された工事費内訳書において、上記1の調査基準を満たすか否かを審査し、基準をすべて満たす場合は数値的判断基準を満たしているとして適の調査結果とする。ただし、1項目でも基準を満たしていない場合は不適の調査結果とする。

上記の基準は、平成15年8月1日開札分から、変動型低入札価格調査制度と同時に導入したものである。